

「デジタル専門家」へのご登録にあたっての必要事項等

「うつのみやデジタルスクエア」の「デジタル専門家」にご登録いただく場合は、次の資格に合致することをご確認の上、必要な書類を市に提出してください。市が登録情報等を確認後、申請者にご連絡いたします。

1 登録申請資格

(1) 次の要件を満たしていること

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。
- ウ 法人税、消費税及び地方消費税、宇都宮市税に未納がないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）その他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続きを行っていないこと。

(2) 欠格事項

申請者が次の各号に該当する場合は、その申請者を登録の対象から除外する。

- ア 申請内容や提出書類に虚偽又は不正があった場合
- イ 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が、登録に対する不当な要求を行った場合
- ウ その他不正な行為があった場合

2 提出書類

登録申請の申込フォームに必要事項を入力し、以下の書類（発行日より3か月以内のものに限る。）の写し（PDF形式）を添付すること。

- ①登記事項証明書（履行事項全部証明書）
- ②印鑑登録証明書（法人格を有さない団体の場合は代表者のもの）
- ③国税の納税証明書（「その3の2」又は「その3の3」）
- ④市税完納証明書
- ⑤会社概要
- ⑥その他必要な書類

【問い合わせ先】

宇都宮市役所 スーパースマートシティ推進室

地域デジタルグループ

電話：028-632-2786

Mail：u-smart@city.utsunomiya.tochigi.jp